

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和7年12月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) しそう住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(R5住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年6月30日終了】 (2) しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (3) しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5子ども加算分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (4) しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6住民税非課税世帯等)の支給事務【令和6年9月30日終了】 (5) しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務【令和6年9月30日終了】 (6) しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(定額減税調整給付)支給事務【令和6年10月31日終了】 (7) しそう物価高騰支援給付金(R6住民税非課税世帯分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (8) しそう物価高騰支援給付金(R6住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (9) しそう物価高騰支援給付金(R6住民税非課税世帯・子ども加算分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (10) しそう物価高騰支援給付金(R6住民税均等割のみ課税世帯・子ども加算分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (11) しそう物価高騰支援給付金(不足額給付)の支給事務</p>
③システムの名称	1. 団体内統合宛名システム 2. 中間サーバー 3. 物価高騰順天支援給付金等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰重点支援給付金関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府／総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項、第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1-②-(1) 宮城県健康福祉部社会福祉課 1-②-(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11) 宮城県健康福祉部社会福祉課・物価高騰対策給付金室
②所属長の役職名	宮城県健康福祉部社会福祉課長(物価高騰対策給付金室長)

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3067 / FAX 0790-63-3140 電話 0790-62-8867(物価高騰重点支援給付金)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3067 / FAX 0790-63-3140 電話 0790-62-8867(物価高騰重点支援給付金)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる執務室に保管している。

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		団体内統合宛名システム・中間サーバー・個人住民税システムは、システム利用者のID・パスワードを設定し、アクセス権を制限し、業務上必要となる者にのみアクセスができる状態を保っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)しそう住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(R5住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年6月30日終了】 (2)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (3)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (4)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6住民税非課税世帯等)の支給事務 (5)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務 (6)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(定額減税調整給付)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)しそう住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(R5住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年6月30日終了】 (2)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (3)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5子ども加算分)の支給事務 (4)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6住民税非課税世帯等)の支給事務 (5)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務 (6)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(定額減税調整給付)支給事務	事後	
令和6年8月5日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府／総務省令第5号)第74条	・番号法第9条第1項及び別表第一の135の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定めた事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府／総務省令第5号)第74条	事後	
令和6年8月5日	I 関連情報 3 情報提供ネットワークシステムでの情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第121の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府／総務省令第7号)第59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項、第162条	事後	
令和6年8月5日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ① 部署	1-②-(1) 宍粟市健康福祉部社会福祉課 1-②-(2)(3) 宍粟市健康福祉部社会福祉課・物価高騰対策給付金室	1-②-(1) 宍粟市健康福祉部社会福祉課 1-②-(2)(3)(4)(5)(6) 宍粟市健康福祉部社会福祉課・物価高騰対策給付金室	事後	
令和6年8月5日	II しきい値判断項目 1 対象人数	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和6年8月5日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年8月5日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和7年12月3日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)しそう住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(R5住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年6月30日終了】 (2)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務 (3)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5子ども加算分)の支給事務 (4)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6住民税非課税世帯等)の支給事務 (5)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務 (6)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(定額減税調整給付)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)しそう住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(R5住民税非課税世帯分)の支給事務【令和6年6月30日終了】 (2)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R5住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (3)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務【令和6年7月31日終了】 (4)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6住民税非課税世帯等)の支給事務【令和6年9月30日終了】 (5)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(R6子ども加算分)の支給事務 (6)しそう低所得世帯物価高騰重点支援給付金(定額減税調整給付)支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)しそう物価高騰支援給付金(R6住民税非課税世帯分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (8)しそう物価高騰支援給付金(R6住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (9)しそう物価高騰支援給付金(R6住民税非課税世帯・子ども加算分)の支給事務【令和7年6月30日終了】 (10)しそう物価高騰支援給付金(不足額給付)の支給事務	事後	
令和7年12月3日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ① 部署	1-②-(1) 宍粟市健康福祉部社会福祉課 1-②-(2)(3)(4)(5)(6) 宍粟市健康福祉部社会福祉課・物価高騰対策給付金室	1-②-(1) 宍粟市健康福祉部社会福祉課 1-②-(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11) 宍粟市健康福祉部社会福祉課・物価高騰対策給付金室	事後	
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事後	